財政状況の公表

平成24年度　上期
（平成24年4月1日～平成24年9月30日）

この財政状況は、町民の皆様に町財政の状況をお知らせすることによって、町の財政について、ご理解をいただき、町政の発展について、ご助言とご協力をいただくため、公表しているものです。

平成24年度上期の財政状況の概要については、次のとおりです。（平成24年9月30日現在）

●各会計別の執行状況

（単位：千円、％）

会　計　名	予算現額（A）	収入済額（B）	収入率（B/A）	支出済額（C）	執行率（C/A）
一般会計	5,233,053	2,470,652	47.2	1,933,206	36.9
国民健康保険事業特別会計	1,685,071	727,186	43.2	685,456	40.7
下水道事業特別会計	826,544	230,482	27.9	183,872	22.2
介護保険事業特別会計	1,185,159	514,030	43.4	458,061	38.6
後期高齢者医療特別会計	152,562	64,348	42.2	64,642	42.4
合　　計	9,082,389	4,006,698	44.1	3,325,237	36.6

●一般会計の執行状況

＜歳入＞　（単位：千円、％）

科　　目	予算現額(A)	収入済額(B)	収入率(B/A)
町税	2,272,320	1,373,929	60.5
地方譲与税	35,837	11,833	33.0
利子割交付金	4,469	1,664	37.2
配当割交付金	2,944	801	27.2
株式等譲渡所得割交付金	862	0	0.0
地方消費税交付金	148,848	78,705	52.9
自動車取得税交付金	11,178	4,325	38.7
地方特例交付金	9,575	9,575	100.0
地方交付税	827,714	496,241	60.0
交通安全対策特別交付金	2,386	1,212	50.8
分担金及び負担金	143,597	59,461	41.4
使用料及び手数料	95,005	45,243	47.6
国庫支出金	566,574	202,271	35.7
県支出金	285,393	58,624	20.5
財産収入	78,173	57,143	73.1
寄附金	6,402	1,430	22.3
繰入金	46,488	4,791	10.3
繰越金	46,272	46,273	100.0
諸収入	97,308	17,131	17.6
町債	551,708	0	0.0
内訳 うち臨時財政対策債	392,908	0	0.0
内訳 うち建設地方債等	158,800	0	0.0
合　　計	5,233,053	2,470,652	47.2

＜歳出＞　（単位：千円、％）

科　　目	予算現額（A）	支出済額（B）	執行率（B/A）
議会費	88,960	47,703	53.6
総務費	1,087,831	298,801	27.5
民生費	1,677,677	732,715	43.7
衛生費	406,905	178,757	43.9
労働費	19,000	19,000	100.0
農林水産業費	44,562	19,545	43.9
商工費	34,248	32,078	93.7
土木費	698,517	215,432	30.8
消防費	208,402	10,601	5.1
教育費	499,031	199,247	39.9
災害復旧費	6	0	0.0
公債費	450,824	179,327	39.8
内訳 うち臨時財政対策債	115,797	57,163	49.4
内訳 うち建設地方債等	335,027	122,164	36.5
諸支出金	1	0	0.0
予備費	17,089	0	0.0
合　　計	5,233,053	1,933,206	36.9

●町債の状況

町債は、公共施設の建設、下水道事業等で一時に多額の資金を要するとき、将来、税、使用料、その他の収入をもって返済の義務を負う借入金、つまり町の借金です。

平成24年9月30日における町債の現在高は、91億6,616万円（一般会計44億5,183万円、下水道事業特別会計47億1,433万円）となり、前年に比べて1.9％の減（一般会計1.8％増、下水道事業特別会計5.3％減）となっています。

臨時財政対策債（22億2,374万円）は、国の制度改正により減額された地方交付税の補てんとして借り入れるものです。この起債の元利償還金については、国からの交付税により全額補てんされます。

下水道事業は、独立採算の原則から一般会計とは別に特別会計を設けて運営しています。また、自然現象である雨水の処理に要する経費（浜宮・横浜・向田・藤之脇ポンプ場などの維持管理経費、借入金の返済）は、町税などの公費で賄いますが、汚水の処理に要する経費や借入金の返済については、皆様に負担していただく下水道使用料で賄うこととされています。

町債の会計別、目的別の状況は右のとおりです。

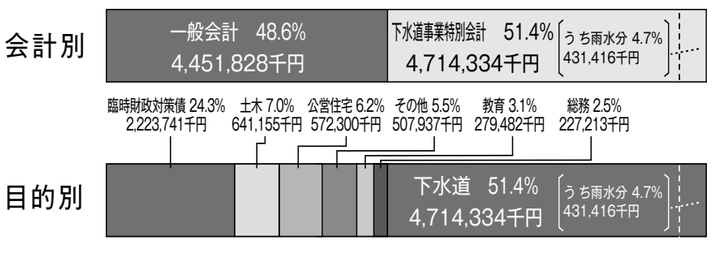

坂町総合防災訓練を実施しました

9月22日（土）秋分の日に北新地グラウンドで、坂町総合防災訓練を実施しました。

大規模地震災害が発生し、坂町を震度６弱の地震が襲い、町内のいたるところで家屋倒壊、道路の損壊、通信の途絶、停電、断水等が生じ、また火災による被害が発生し、被害が増大するとともに多数の負傷者がでているという想定で、23機関、総員450名で17項目の訓練を行いました。

▲ヘリコプターによる空からの被害調査訓練

▲炊き出し訓練

▲負傷者トリアージ訓練

▲人命救助訓練

▲水消火器による初期消火訓練

▲バケツリレーによる初期消火訓練

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

秋の全国火災予防運動　11月9日（金）～15日（木）

『消すまでは　出ない行かない　離れない』

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

重点目標
（１）住宅防火対策の推進
（２）放火火災・連続放火火災防止対策の推進
（３）特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
（４）製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

住宅防火　いのちを守る　７つのポイント

3つの習慣
●寝たばこは、絶対やめる。
●ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
●ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策
●逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
●寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
●火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
●お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

安芸消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器を設置された皆さまへ

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
・バルサン等の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。

設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

秋の全国火災予防運動
11月9日(金)～11月15日(木)

９月の火災件数
０件（年間累計　　２件）
９月の救急件数
41件（年間累計　472件）

安芸消防署坂出張所
問合せ　☎885－0100